

原産品判定審査時における申請者向けメッセージ機能の追加について

2024年1月30日

日本商工会議所

原産品判定審査時に、判定事務所から判定申請者に対して、典拠書類の追加提出や申請内容の修正等についてご連絡する場合がありますが、その際の連絡手段に関して、判定審査の一層の円滑化を図る観点から、2024年2月5日（月）以降、標題の機能を実装いたします。

原産品判定依頼書にて判定依頼を実施後、「原産品判定依頼書一覧」の画面から「受付番号」をクリックして原産品判定依頼書を参照すると、依頼書の下部に「申請者へのメッセージ」欄が表示されます。

判定事務所が本欄に典拠書類の追加提出や申請内容の修正依頼等に関するメッセージを入力すると、判定申請者が「申請者へのメッセージ」欄に入力された文章を確認できるようになります。特に、判定事務所が「保留」もしくは「否決」と判断した場合、「申請者へのメッセージ」欄に判定事務所からのメッセージが入力されている可能性がありますので、ご確認をお願いします。

判定事務所からのメッセージが入力されている場合は、メッセージの内容を踏まえて適宜対応をお願いします。

なお、「申請者へのメッセージ」欄は、判定事務所から判定申請者へのメッセージ機能であるため、判定申請者が「申請者へのメッセージ」欄にメッセージを入力することは出来ません。

【原産品判定依頼書一覧および原産品判定依頼書画面】

メニューに戻る

原産品判定依頼書一覧

判定受付番号	<input type="text"/>	状態	判定依頼	HSコード (先頭一致)	<input type="text"/>
判定依頼日※	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>	依頼者名 (部分一致)	<input type="text"/>		
原産品判定番号	<input type="text"/>	産品名 (部分一致)	<input type="text"/>		
協定	<input type="text"/>	判定受付事務所	<input type="text"/>	表示件数/条件	20 表示可のみ
並び順	<input checked="" type="radio"/> 指定 <input type="text"/> 受付番号 <input type="text"/> 降順 <input type="text"/> <input type="radio"/> パターン <input type="text"/> 依頼日昇順/協定昇順				

検索表示

※判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
※非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。

新規入力 TSV形式で新規入力

検索件数: 97 ※同意: 同意通知書が提出されている産品には○が表示されます。 ページ: 1 2 3 4 5 [次]

協定	受付番号	判定番号	依頼日	HSコード	状態	産品名	依頼者名	事務所	同意※	修正	削除	複写	非表示
タイ	34472704		2023/11/22	848071	判定依頼	test	テスト	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
タイ	34472104		2023/11/21	848071	判定依頼	test	テスト2	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
タイ	34472004		2023/11/21	848071	判定依頼	test	テスト	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
							テスト	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>
							テスト2	東京		修正	削除	複写	<input type="checkbox"/>

「受付番号」をクリックし、「原産品判定依頼書」画面を最下部へスクロールすると、次ページのとおり、「申請者へのメッセージ」欄が表示されます。

原産品判定依頼書		メニューに戻る
■判定審査完了のメール送信希望の有無		
E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する <input checked="" type="radio"/> 希望しない	E-mail: 半角
申請者へのメッセージ		
[Redacted Message Box]		
<small>本データは、原産品判定以外の目的で使用することはない、他に公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から年間(日・ブルネイ協定、日・ASEAN協定、日・スイス協定、日・ベトナム協定およびRCEP協定は3年間)、発給機関に保存されます。</small>		
<input type="button" value="依頼取消"/> <input type="button" value="複写"/> <input type="button" value="TSV出力"/> <input type="button" value="印刷"/> <input type="button" value="戻る"/>		

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部
[お問い合わせフォーム](#)